

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月3日（平成28年（行情）諮問第64号）

答申日：平成28年5月19日（平成28年度（行情）答申第62号）

事件名：第38回国連差別防止・少数者保護小委員会の概要等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の4文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、文書1（12枚目本文15行目）を開示すべきである。

文書1 第38回国連差別防止・少数者保護小委員会の概要

文書2 第38回差別小委における入院患者の人権問題に係る課内資料

文書3 患者の人権問題（特定病院B問題）に関する総理宛書簡の報告・供覧

文書4 患者の人権問題（特定病院B問題）に関する総理宛書簡に関する電報

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年8月14日付け情報公開第01326号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

不開示部分は、いずれも、法5条1号にも2号にも共に該当しない。たとえ該当したにせよ、法5条1号ただし書イロハ全て、2号ただし書に該当する。また、法7条の規定に基づいて、公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

（2）意見書

ア 文書の開示決定の遅延

順次、開示決定等を行うとのことであるが、既に決定された分についても対象文書が発見されてから相当に長期にわたって決定がなされなかった。そして、繰り返し問い合わせをしているにもかかわらず、

本書作成日現在で、発見された対象文書につき最終の開示決定等が示されていない。このような著しい遅滞は到底受け入れられない。

イ 不開示部分の不開示情報該当性

(ア) 1503 手続の通報者に関する情報

理由説明書において、「1503 手続の通報者に関する情報」とあるが、氏名・名称にとどまるのか、連絡先等もふくまれているのか等が不明であり、行政手続法 8 条に違反している。どのような性質の情報が記載されているのか説明すべきである。

また、外交文書の 30 年自動公開ルールにより、当該不開示部分は法 5 条 1 号ただし書イに該当し開示すべきである。

そして、特定病院 A 事件の重大性に鑑みて、同号ただし書ロに該当する。

(イ) 1503 手続の通報団体に関する情報

理由説明書において、「1503 手続の通報団体に関する情報」とあるが、名称にとどまるのか、連絡先等も含まれているのか等が不明であり、行政手続法 8 条に違反している。どのような性質の情報が記載されているのか説明すべきである。

また、外交文書の 30 年自動公開ルールにより、当該不開示部分は法 5 条 2 号に該当せず開示すべきである。特に、当該通報団体が自ら名称等を公にしているのであれば、輪をかけて、2 号に該当せず開示すべきである。

(ウ) 個人に関する情報

個人に関する情報が、個人のどのような性質の情報かが明らかでないため、行政手続法 8 条に違反している。どのような性質の情報が記載されているのか説明すべきである。個人名であっても、特定病院 A 事件は、マスメディアによって大々的に報道されたものであり、開示請求の時点で議事録や新聞・雑誌・書籍・論文等で入手が可能な情報であれば、公表慣行があるとして法 5 条 1 号ただし書イに該当するとして開示すべきである。

(エ) 外交文書の 30 年自動公開ルールにより、当該不開示部分は 1 号にも 2 号にも共に該当せず開示すべきである。特定病院 A 事件は、マスメディアによって大々的に報道されたものであり、開示請求の時点で議事録や新聞・雑誌・書籍・論文等で入手が可能な情報であれば、公表慣行があるとして法 5 条 1 号ただし書イに該当するとして開示すべきである。

特に、特定病院 B に関する情報については、相当程度昔のものであり、特定政党調査団が把握した情報という限りで客観的な情報であり、1 号にも 2 号にも共に該当せず開示すべきである。また、国

連等から種々の勧告が出され、我が国の精神衛生法が精神保健福祉法に改正されることになった一連の精神医療による人権侵害の情報そのものであり、主権者として知っておくべき情報である。

ウ 公益上の理由による裁量的開示

我が国の精神医療には本件対象文書の取得・作成日であれ、原処分の日であれ、国連の人権委員会、拷問禁止委員会、子供の権利委員会等、種々の委員会から是正勧告が出ている。精神医療による人権侵害は、当時から現在まで全く改善しておらず、目を覆わんばかりである。したがって、法7条に該当する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が平成26年8月18日付けで行った開示請求「特定病院A事件に関して国際法律家委員会（ICJ）と国際医療従事者委員会（ICHP）より送付された情報。そして、前記の情報について、作成され、または取得した情報全て。（例えば、回答や議事録など）」に対し、同年9月25日付け情報公開第2039号により不開示（不存在）の決定を行ったところ、その取消しを求める異議申立てがなされ、外務省内で改めて関係するファイルを探索したところ、対象文書が存在したため、異議申立人にその旨連絡し、順次、開示決定を行うことで合意し、15文書を開示する決定、続いて25文書を開示する決定を行った後、本件対象文書を含む26文書を特定し、22文書を開示、4文書を部分開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の不開示部分の取消しを求める異議申立てを行った。

2 本件対象文書について

文書1ないし文書4である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書1（9枚目本文9行目）の不開示部分には、1503手続の通報者に関する情報が記載されている。1503手続とは、2008年まで存在した、国連において人権侵害の被害者を救済するための1つの手段として、個人等からの人権侵害の申立て（通報）を審査するための非公開手続である。その手続全体を非公開とすることが前提となっており、公にすることにより当該個人の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから不開示とした。

(2) 文書1（9枚目本文8行目及び10行目、12枚目本文15行目）の不開示部分には、1503手続の通報団体に関する情報が記載されている。上述のとおり、1503手続全体が不開示であって、公にすることにより当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に

基づき不開示とした。

- (3) 文書1 (12枚目本文2行目), 文書2 (5枚目), 文書3 (2枚目, 4枚目「申し入れ」本文11行目及び12行目並びに6枚目本文10行目) 及び文書4 (4枚目「申し入れ」本文11行目及び12行目並びに6枚目本文10行目) の不開示部分には, 個人に関する情報が記載されている。右個人については, 特定の個人を識別することができる情報として, 法5条1号に基づき不開示とした。
- (4) 文書3 (4枚目「申し入れ」本文15行目ないし6枚目3行目及び8枚目ないし16枚目) 及び文書4 (4枚目「申し入れ」本文15行目ないし6枚目3行目, 8枚目ないし16枚目及び18枚目) の不開示部分には, 特定個人が記した特定法人に関する情報が記載されている。さらに, 同特定法人に関する情報は事実関係が確認されていない内容である。上記不開示部分を公にすることにより, 特定の個人が識別され, かつ当該個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため, 法5条1号及び2号に基づき不開示とした。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は, 不開示部分はいずれも法5条1号及び2号にも該当せず, 仮に該当するにせよ, 法5条1号ただし書イロハ全て及び2号ただし書に該当するとし, さらに, 法7条の公益上の理由による裁量的開示を行うべきと主張している。しかしながら, 異議申立人はそのいずれの主張についても何ら根拠を示しておらず, 上記3のとおり, 不開示部分は法5条1号又は2号, あるいは1号及び2号に該当し, 異議申立人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき, 諮問庁としては, 原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ① 平成28年2月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月15日 | 審議 |
| ④ 同月24日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年4月22日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施, 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書4である。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び2号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

なお、1503手続とは、昭和45年に国連で採択された決議により定められた国連人権委員会（人権理事会の前身）に対する申立手続であり、国連が大規模人権侵害の事態に対処し、その改善に向けて採るべき措置を決定することを目的としており、個人等が通報者として利用することができるものであるが、平成19年に人権理事会で採択された決議により改良が加えられ、単に「申立手続」と呼ばれ今日に至っている。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

文書1（9枚目本文9行目及び12枚目本文2行目）、文書2（5枚目）、文書3（2枚目、4枚目ないし6枚目及び8枚目ないし16枚目）及び文書4（4枚目ないし6枚目、8枚目ないし16枚目及び18枚目）の不開示部分には、個人の氏名及び特定病院B事件についての特定個人の見解等が記載されている。

当該部分は、一体として特定個人に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、個人の氏名については、個人識別部分に該当すると認められることから、部分開示の余地はなく、その余の部分については、公にすることにより、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号該当性について

文書1（9枚目本文8行目及び10行目並びに12枚目本文15行目）の不開示部分には、1503手続の通報団体名が記載されている。

当該部分のうち、下記に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、当該通報を行った団体の情報が明らかとなり、当該法人等の関心事項等が推察され、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書1（12枚目本文15行目）については、公表されている情報と同旨の情報であり、これを公にしたとしても、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5

条2号に該当せず，開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号及び2号に該当するとして不開示とした決定については，文書1（12枚目本文15行目）は，同条2号に該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条1号及び2号イに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久